

訪問看護ステーションこまどり 重要事項説明書

1 事業所の事業目的

当事業所が行う訪問看護の事業の適正な運営を確保するために、人員および管理運営に関する事項を定め、看護師、その他の従業者（以下、「看護師等」という。）が、要介護状態または、要支援状態にあり、主治医が訪問看護を必要と認めた利用者に対し、適正な訪問看護を提供することを目的としています。

2 事業所の運営方針

当事業所は、医療法人新仁会奈良春日病院の理念・基本指針・職員の行動指針・倫理要綱に基づき、訪問看護ステーションとしての役割を認識し、地域の在宅利用者やその家族（以下、「利用者等」という。）に対し、質の高い訪問看護（医療・介護サービス）を提供します。

- * 利用者等の心身の特性を踏まえて、全般的な日常生活動作の維持、改善を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続出来るように支援します。
- * 関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービス提供に努めます。

3 事業所概要

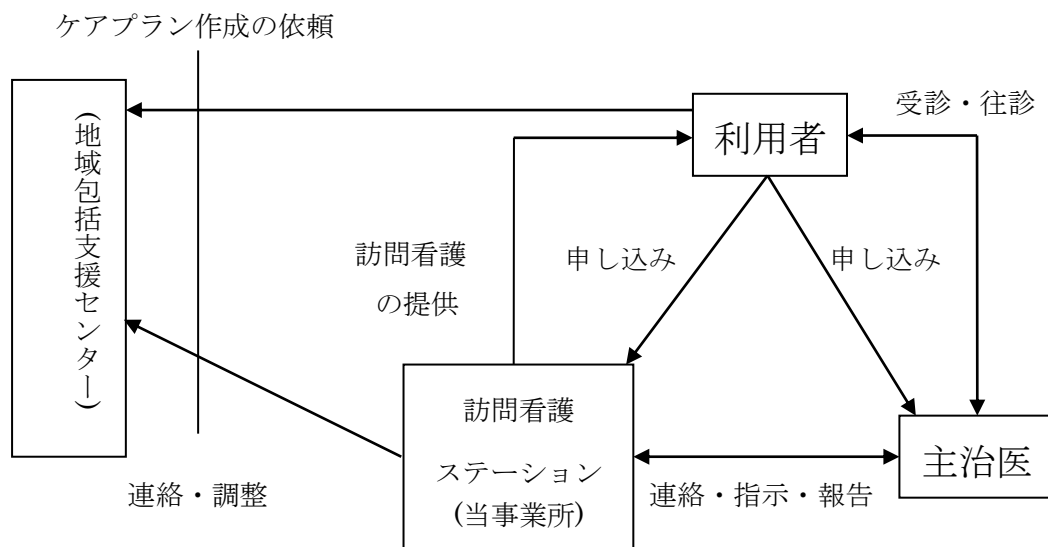
事業所の名称	医療法人 新仁会 奈良春日病院 訪問看護ステーション こまどり
指定番号	2960190235
代表者氏名	見片 貴代美
事業所の現住所	〒630-8425 奈良県奈良市鹿野園町1212番地の1
連絡先	営業時間内：TEL 0742-23-6599 FAX 0742-20-4370 携帯 090-1919-3205
事業所の従業者	管理者：常勤1名 ※管理者は看護職員と兼務(常勤兼務) 看護師：常勤5名 理学療法士：常勤3名・常勤兼務1名 作業療法士：常勤1名 事務職員：常勤1名
営業日時	営業日：月曜日～土曜日 ※国民の祝日、休日と12月30日～1月3日を除く 営業時間：午前8時50分～午後5時 ※土曜日のみ午後1時まで 当事業所は、24時間いつでも連絡、訪問ができる体制を設けております。 (携帯電話での対応)
営業地域	奈良市（国道24号線より以東、都祁・月ヶ瀬地区は除く また、振興山村・辺地・特定農山村地域は除く）

4 訪問看護サービスの内容

- * 病状の観察、健康管理（血圧・体温・脈拍・酸素飽和度などのチェック）
- * 身体の清拭、洗髪、入浴介助、口腔ケアなど
- * 整容、更衣の援助
- * 栄養管理、水分管理、食事の介助など
- * 排泄の援助や介助、オムツ交換など
- * 褥瘡予防の工夫や指導、褥瘡処置など
- * カテーテル管理
- * がん末期や終末期などでも自宅で過ごせるよう適切なターミナルケア
- * 在宅酸素や人工呼吸器などの医療機器の管理
- * 医師の指示による医療処置
- * リハビリテーション（関節可動域運動、筋力維持増強運動、呼吸リハビリテーション、日常生活での動作練習、嚥下発声練習など）
- * 認知症介護の相談など
- * 家族等への介護指導・相談
- * 介護用品の管理・指導
- * 住宅改修等へのアドバイス
- * 保険・福祉サービスなどの活用支援

5 訪問看護(介護予防訪問看護)お申し込みからサービス開始まで

訪問看護を利用の場合



※介護予防訪問看護の方は、地域包括支援センターまたは、委託を受けた居宅介護支援事業所よりケアプランが作成されます。

訪問看護は、医療従事者(保健師・看護師・准看護師・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士)が訪問し、病気や障害のために支援を必要とされる方に対して行うサービスで、介護保険制度のほか、医療保険制度でご利用できます。主治医の治療方針やケアプランに沿って、他のサービスと連携しながら訪問看護を行いますので、安心して在宅療養が続けられます。

- * お申し込みは、当事業所又は、主治医、居宅介護支援事業所にご相談ください。
- * 訪問看護を利用する場合は、主治医より発行される訪問看護指示書が必要です。（訪問看護指示書は、当事業所に提供されます。）

6 ご利用料金表

介護保険

看護師の場合

令和6年6月1日

区分	内容	単位数(要介護)	単位数(要支援)
訪問看護費 + サービス提供体制強化加算 I	20分未満	314+6/回	303+6/回
	30分未満	471+6/回	451+6/回
	60分未満	823+6/回	794+6/回
	90分未満	1,128+6/回	1,090+6/回

理学療法士・作業療法士等の場合

区分	内容	単位数(要介護)	単位数(要支援)
訪問看護費 + サービス提供体制強化加算 I	1日1回20分以上	294+6/回	284+6/回
	1日2回40分以上	588+12/回	568+12/回
	1日3回60分以上	795+18/回	426+18/回

※要介護・要支援とも1週間に6回までの算定となります。

※1日に2回を超えて訪問する要介護の方90/100、要支援の方50/100の単位数となります。

※12ヶ月を超える利用の方は、1回につき5単位減算となります。(要支援の方のみ)

その他の加算

単位=10.42円(6級地)

区分	内容	単位数
緊急時訪問看護加算 I		600/月
特別管理加算	I	500/月
	II	250/月
複数名訪問看護加算 I	30分未満	254/回
	30分以上	402/回
退院時共同指導加算		600/回
初回加算	I	350/月
	II	300/月
看護・介護職員連携強化加算		250/月
長時間訪問看護加算		300/回
専門管理加算		250/月
遠隔死亡診断補助加算		150/回
口腔連携強化加算		50/月
看護体制強化加算	I	550/月
	II	200/月
ターミナルケア加算		2,500/月
夜間・早朝訪問看護加算	18:00~22:00・6:00~8:00	25%増
深夜訪問看護加算	22:00~6:00	50%増
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		5%増

- ・ 交通費：サービス提供実施区域外で、片道10km未満の地域・・・100円/回
サービス提供実施区域外で、片道10km以上の地域・・・200円/回
- ・ エンゼルケア：22,000円(自己負担)
- ・ その他材料費：実費自己負担(その都度、現金にてお支払いいただきます。)

医療保険

看護師・理学療法士等の場合

令和6年6月1日

区分	内容	金額	負担額
訪問看護基本療養費Ⅰ	週3日まで	5,550円	保険証の負担によって異なります。 (1割〜3割)
	看護師 週4日目以降	6,550円	
	理学療法士等 週4日目以降	5,550円	
訪問看護基本療養費Ⅱ	同1日に3人以上 週3日目まで	2,780円	
	同1日に3人以上 週4日目まで	3,280円	
訪問看護基本療養費Ⅲ	外泊時	8,500円	
訪問看護管理療養費	月の初日	7,670円	
	2日目以降	3,000円	
24時間対応体制加算		6,800円	
特別管理加算	特別な管理を要する方	2,500円	
	重症度等の高い方	5,000円	
退院時共同指導加算		8,000円	
特別管理指導加算		2,000円	
退院支援指導加算		6,000円	
退院支援指導加算 長時間訪問		8,400円	
難病等複数回訪問加算	1日2回の場合	4,500円	
	1日3回以上の場合	8,000円	
夜間・早朝訪問看護加算	18:00~22:00	2,100円	
	6:00~8:00		
深夜訪問看護加算	22:00~6:00	4,200円	
緊急訪問看護加算	月14日目まで	2,650円	
	月15日目以降	2,000円	
長時間訪問看護加算		5,200円	
複数名訪問看護加算(看護師等)		4,500円	
複数名訪問看護加算(その他職員)	週3日	3,000円	
複数名訪問看護加算(その他職員)	2回/日	6,000円	
	3回以上/日	10,000円	
在宅患者連携指導加算		3,000円	
在宅患者緊急時等カンファレンス加算	月2回	2,000円	
看護・介護職員連携強化加算		2,500円	
専門管理加算		2,500円	
訪問看護ベースアップ評価料(Ⅰ)		780円	
訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)			
訪問看護医療 DX 情報活用加算	月1回	50円	
訪問看護情報提供療養費 1・2・3		1,500円	
遠隔死亡診断補助管理		1,500円	
訪問看護ターミナルケア療養費	1	25,000円	
	2	10,000円	

- ・事業所より片道10km以上の地域…200円/回(上限3,000円) 以外の地域は無料
- ・エンゼルケア：22,000円(自己負担)
- ・その他材料費：実費自己負担(その都度、現金にてお支払いいただきます。)

7 ご利用料金について

- * 介護保険や医療保険の他、公費負担医療制度もお取り扱いいたします。
- * サービスを受けた翌月にお支払いとなります。
- * 現金支払いまたは、指定金融機関の口座引き落としとなります。
- * 提供を受ける訪問看護サービスが、保険の適用を受けない部分については、利用料全額をお支払い頂きます。
- * 2時間を超える訪問看護については、30分毎に実費4,000円を徴収させていただきます。
- * ご利用料金表は、介護・診療報酬改定等があった場合は、変更になることが予想されます。

8 サービスご利用にあたって

- * 介護(医療)保険証や医療受給者証等を確認させていただきます。これらの書類について内容に変更が生じた場合は、必ずお知らせください。
- * やむを得ず訪問の予定変更を希望される場合は、必ず前日までにご連絡をお願いいたします。
- * 悪天候、交通事情等によりサービスを中止させていただく場合があります。
- * 看護師等は、金銭の管理、賃借等の取り扱いは出来ませんので、ご了承ください。
- * 看護師等は、介護・医療保険制度上、利用者の心身機能維持回復のために療養上の世話や診療の補助を行うこととされています。それ以外の業務(調理、掃除等)を行うことは出来ませんので、ご了承ください。
- * 看護師等に対する贈り物や飲食物等のもてなしは、ご遠慮させていただきます。
- * 契約書に記載のない内容は、運営規程に準じて実施し、定めのない事項については誠実性をもって協議し、解決することとします。
- * 訪問看護ステーションこまどり(当事業所)のご利用は、緊急時の奈良春日病院への受入れを保障するものではありませんので、ご了承ください。

9 緊急時の対応

- * 訪問看護中に利用者の病状の急変、その他緊急事態が発生した時は、必要に応じて応急手当を行うとともに、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行います。
- * 緊急時の対応は、訪問看護の開始に際し、予め主治医、利用者等と確認しておきます。

10 事故発生時の対応

- * 利用者に対するサービス提供中に事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、関係機関等に連絡を取り、必要な措置を講じるとともに、事故の原因究明と再発防止について、関係者等で対策を検討します。
- * 事業者の責に帰すべき事由により利用者に損害を及ぼした場合、利用者等に対して損害を賠償します。ただし該当損害について、利用者等に重大な過失がある場合には、賠償額を減額することとします。

11 守秘義務

- * 事業者及び事業所の従業者は、サービスの提供にあたって知り得た利用者等の秘密および個人情報について、正当な理由がない限り、契約中及び契約終了後においても、第三者には漏らしません。
- * 事業者は、事業所の従業者が退職後、在職中に知り得た利用者等の秘密および個人情報を漏らすことがないように、必要な措置を講じます。
- * 事業所は、利用者等の個人情報について、利用者の訪問看護計画立案のためのサービス担当者会議並びに主治医等との連絡調整において、必要最小限の範囲内で使用します。

12 個人情報の開示

- *利用者および、家族の方からの求めに応じ、サービス提供記録等の開示を行います。

13 提供するサービスの第三者評価

- * サービスの質の確保および保険給付の適性化を図ることを目的に、外部機関より適時指導監査を受ける制度があります。実施状況は以下になっています。
- * 実施の有無：あり
- * 実施した直近の年月日：令和1年9月9日(月)
- * 実施した評価機関の名称：奈良市総務部法務ガバナンス課指導監査係
- * 評価結果の開示状況：「特に文書で指導すべき事項なし」との結果回答あり

14 サービス提供に関する相談、苦情

提供したサービスに関する苦情等につきましては、当事業所や担当の居宅介護支援事業所または、地域包括支援センター、その他、お住まいの市町村役場の介護保険担当課・奈良県国民健康保険団体連合会事務局までご相談下さい。

当事業所の相談窓口

訪問看護ステーション こまどり	〒630-8425 奈良市鹿野園町1212番地の1 管理者：見片 貴代美 平日：午前8時50分～午後5時 土曜日：午前8時50分～午後1時 TEL：0742-23-6599 FAX：0742-20-4370 携帯：090-1919-3205
--------------------	--

行政機関等の窓口

奈良市役所 介護福祉課	〒630-8012 奈良市二条大路南1丁目1-1 TEL：0742-34-5422 (直通)
奈良県国民健康保険 団体連合会	〒634-0061 橿原市大久保町302番地の1 TEL：0120-21-6899 (フリーダイヤル)

15 虐待の防止

- * 事業所は利用者の人権の擁護、虐待の発生または、その再発を防止するため次の措置を講ずるものとします。
- * 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- * 虐待防止の指針の整備し、担当者を配置します。
- * 従業者に対し、虐待を防止するための定期的な研修を実施します。

16 業務継続計画の策定

- * 事業所は感染症や非常災害の発生時において、サービスの提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとします。
- * 看護師等に対し業務継続計画について周知するとともに、必要な研修および訓練を定期的
に実施します。